

クイックUSA 在米日系企業のHRネットワーク アメリカの人事部 156

2024年 Paid Sick Leave 疑問のポイントと全米のトレンド

Leaveの付与日数が40時間ある場合は5日間となる(従業員1名以上)。この40時間ある場合は5日間を少しトリッキーで、40時間ある場合は5日間のどちらが多い方を提供する義務がある。また、パートタイムの人であれば1日4時間勤務している人も40時間が付与されることになる。

また、一括付与方式で40時間を与える場合、2015年7月1日以前にこの法律が開始されたため、7月1日に一括付与しているケースもあると思われる。この点のガイドラインがまだカリフォルニア州から出していないため、明確に申しあげられないが、複数の弁護士事務所が案内を確認したところ、もともと安全な方法を24年1月1日に40時間を付与する方法だと言われている。この点は御社の法律顧問にも確認をお勧めする。

30時間以内の付与方法は、最大の取得は80時間となり、1年の使用上限を40時間に制限することになる。この2つのどちらかを採用する場合は、24年1月1日以後には40時間を付与する必要がある。例えば、PTOの方式をとっている場合、ひと月に4時間付与すると12か月で48時間となるが、上記の120日後24時間と200日後40時間のルールを守れないことになる。注意が必要だ。

また、付与方法は採用時一括して付与して採用後90日以降から利用できる方法と30時間勤務するごとに1時間ずつ付与する方法と大きく分けて2つある。この2つのどちらかを採用する場合は、24年1月1日以後には40時間を付与する必要がある。例えば、PTOの方式をとっている場合、ひと月に4時間付与すると12か月で48時間となるが、上記の120日後24時間と200日後40時間のルールを守れないことになる。注意が必要だ。

また、付与方法は採用時一括して付与して採用後90日以降から利用できる方法と30時間勤務するごとに1時間ずつ付与する方法と大きく分けて2つある。この2つのどちらかを採用する場合は、24年1月1日以後には40時間を付与する必要がある。例えば、PTOの方式をとっている場合、ひと月に4時間付与すると12か月で48時間となるが、上記の120日後24時間と200日後40時間のルールを守れないことになる。注意が必要だ。

「北米進出日系企業実態調査」 黒字見込みは6割台半ば ジェトロNY事務所が結果発表

ジェトロ・ニューヨーク事務所は5日、今年9月に北米進出日系企業を対象に実施したアンケート調査結果を発表した(回答企業数829社(米国724社、カナダ105社)。それによると、2023年に黒字を見込む企業は、在米日系企業で64.8%、在米カナダ日系企業で65.4%。2019年の新型コロナウイルス禍前の水準には未だ及ばず、景況感を示すDI値(言葉参照)は、米国、カナダとも、前年を大きく下回った。他方、今後1~2年の事業展開の方向性は、現地市場ニーズの拡大を見込み、拡大を予定する企業の割合が米国、カナダともに5割前後。米国では経済規模の大きいカリフォルニア州、テキサス州などの拡大を見込む。

経営課題は、(1)従業員の賃金水準の上昇、(2)人手不足による採用難や定着難、(3)高止まりするインフレによる調達コスト増など。人材不足の課題に直面していると回答した企業は米国で7割、カナダで6割。職種別には、特に工場作業員やエンジニアなど専門職種で人材不足の深刻度が高かった。

サブライチエーション再編の動きは継続。調達先を見直す企業は米国製造業で4割を超える。調達先後の調達先は、米国内(72件)での現地調達が多。これにASEAN(24件)が前年(14件)から増加し続いている。中でも、中国からASEAN(15件)へのシフトが目立った。人権を重要な経営課題と認識する企業は米国、カナダともに8割前後。前年比で20ポイント以上増加。他方、人権デューデリジェンス(言葉参照)を実施する企業は米国で3割に達し、また、人権尊重や脱炭素化の取り組みにおいて、大企業と中小企業の差が浮き彫りになった。

言葉1 DIはDiffusion Indexの略で、日本銀行が年4回実施、発表している日銀短観の調査項目の一つ。企業の景況感を示す指数のこと。景況が「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた割合を引いて算出する。言葉2 DIデューデリジェンスとは、企業などに要求される、当然に実施すべき注意義務および努力のこと。

ジェトロ米国 ビジネス短信

「人材不足とテレワーク志向が製造業者の逆風に」(米州課発) ジェトロは2024年大統領選挙に立候補しているが、2023年8月のうちに2度も起訴された。共和党内の支持も、トランプ氏が他の候補者をリードする状況が続いている。今後の起訴・捜査の進展によって、大統領選挙への影響が大きくなることも考えられる。今後の展開について、最近の世論調査から読み解く。

米国の小売業界で普及する拡張現実(AR)の動向(ニューヨーク発) 新型コロナウイルス禍の影響で、小売業界におけるデジタル化が進む中、小売業にデジタル技術を導入して新たなサービスを生み出す「リアルテック」でのイノベーションが急速に進んでいる。本稿では、小売業界における米国の拡張現実市場の現状や企業による活用事例、同市場の課題などについて紹介する。

ジェトロ北米ニュース12月号を参照。問い合わせはジェトロNY事務所。Eメール rept@etro.go.jp

米語 Watch

【263】
米語ウォッチが単行本に「日英夫氏著『米語でウォッチ』日本からは見えないアメリカの真実」PH P研究所刊は、アマゾン及びニューヨーク紀伊國屋で好評販売中。

ルール等が異なるので、各州や都市のルールをチェックしたい。

MBA, SHRM, SCP
Philosophy LLC President
www.919usa.com

Amber Alert・Ebony Alert 危機に面する子供を救う緊急警報

アメリカには、子供が誘拐などで危険に直面した場合、報道機関などを使い、その子の発見・救出を助ける Amber Alert という警報システムがあります。ラジオのニュースや、道路上の掲示板などで、子どもの特徴や関連する車の型や色などを Amber Alert として急告します。Amber とは琥珀(色)ですが、これは30年前、テキサス州で自転車遊んでいる時に誘拐され殺された少女の名前から取られました。Amber は America's Missing: Broadcast Emergency Response (米行方不明者・放送緊急対応)の頭文字でもあります。

来年から、カリフォルニア州で Ebony Alert が導入されることになりました。Ebony とは深い光沢のある黒檀のことで、黒人の少年少女のため、Amber Alert と同様の警報を発する仕組みです。アメリカにおいては行方不明になる子供が毎年何万人もいます。その捜索において、白人の子供たちが見つかる事例に比べ、黒人の子供が見つかる事例は少ないのです。ひとつには、黒人の子供の場合、十分な調査もなく Runaway (家出)とみなされて、捜索が打ち切られる為だと言われます。またメディアが、行方不明の白人については広く報道する(このコラムで前に取り上げた White Persons Missing Syndrome 現象)のに比べ、黒人に関しては十分ではないことを指摘する声もあります。

Amber Alert はアメリカで多くの子どもたちが事件に巻き込まれ危機に面すること、そして Ebony Alert は非白人の場合はその発見・救助に、より多大な困難を伴うことを象徴するキーワードだと言えるでしょう。(旦 英夫 ニューヨーク州弁護士)

401Kロールオーバー・キャピタルゲインとロスの対処

インディペンデント
ファイナンシャルアドバイザー

医療、生命、傷害、介護などの保険から
個人年金、投資、相続計画、401K、
帰国税まで。お気軽にご相談ください。

比嘉 啓子

初回無料相談(30分)

Tel: 917-449-9493 • KHAdvisors7@gmail.com • 1180 6th Avenue NYC

マイケル・ダン法律事務所

コネチカット大学ロースクール(J.D.)/東京大学大学院(法学修士号) 米国移民法弁護士協会会員

移民法専門 日米で20年以上の経験 日本語で直接ご相談ください

E・H・I・L・O等各種ビザ、
グリーンカード、市民権など

Tel: 646-546-5342 (日本語直通)
E-mail: nihongo@michaeldunlaw.com

450 Lexington Ave., WeWork 4F, New York, NY 10017 • www.michaeldunlaw.com

価値ある会計監査と税務を提供しています

監査、レビュー、コンプライエーション 日米進出の助言
日米国際税務の助言と申告書の作成 会計システムの構築
JSOX対応アドバイザー 個人税務サービス
移転価格コンサルティング

ロサンゼルス事務所 ☎424-246-2000 Fax: 424-246-2005
970 W. 190th Street, Suite 900, Torrance, CA 90502

ニューヨーク事務所 ☎646-589-8000 Fax: 646-589-8005
666 Third Avenue, Suite 2501, New York, NY 10017

インディアナポリス事務所 ☎463-800-6150 Fax: 463-800-6107
3925 River Crossing Parkway, Suite 100, Indianapolis, IN 46240

シカゴ事務所 ☎224-955-3400 Fax: 224-955-3401
1901 N. Roselle Road, Suite 800, Schaumburg, IL 60195

サンノゼ事務所 ☎424-246-2000 Fax: 424-246-2005
2033 Gateway Place, Suite 500 (#562), San Jose, CA 95110

東京事務所 ☎+81-3-6435-6596 Fax: +81-3-6435-6598
〒105-0012 東京都港区芝大門2-12-10 T&G浜松町ビル6階

メキシコシティ事務所 ☎+52-55-5203-5034 Fax: +52-55-5203-5035
Presa de la Angostura #23 PB, Colonia Irrigacion 11500 Mexico, D. F.

イラプアト事務所 ☎+52-462-104-5003 Fax: +52-462-104-5004
Del Bosque 323, Las Reynas, 36660 Irapuato, Guanajuato

お問い合わせは
Email: info@HLS-Global.com
Web: www.HLS-Global.com

HLS Global Hotta Liesenberg Saito
Accountants and Business Advisors

New Jersey州で移民法のことなら **NPZ弁護士事務所**

グリーンカードや就労ビザ、その他さまざまなビザサポートを行っています。

(代表): 201-670-0006 / info@visaserve.com
Mina (日本人スタッフ): 201-670-0006 (ext.109) / mina_tanaka@visaserve.com
RIDGEWOOD, NJ • RARITAN, NJ • NEW YORK, NY

弁護士: デイヴィット ナックマン
ニュースレターご希望の方は、TEXTで22828へ「NPZLAWGROUP」と送信してください。

David H. Nachman, Esq. **website: www.visaserve.com**

FLORENCE ROSTAMI LAW, LLC

フローレンス法律事務所

フローレンス
弁護士が
直接日本語で
相談します

■契約・会社法 ■民事訴訟
■不動産法 ■労働法
■知的財産 ■保険金問題

電話: (212) 209-3962
ファックス: (212) 209-7101
e-mail: frostami@rostamilaw.com

Website: www.rostamilaw.com